

個別同窓会参加旅費補助規定

1. 目的

本制度は、有朋会執行部メンバー、並びに流通科学大学の教職員(元教員を含む)が卒業生と親睦を図るために、有朋会個別同窓会援助制度を利用する団体の行事に参加するための交通費を補助する規定である。

2. 補助内容

提出された活動計画書に記載された個別同窓会への参加のために発生する旅費・交通費・宿泊費を補助するものとする。ただし、宿泊費に関しては、開催時間の関係上、日帰りが不可能な場合のみに限る。(上限 7 万円)

- (1) 有朋会執行部メンバー：有朋会旅費規程に順ずる。
- (2) 流通科学大学 教職員：流通科学大学旅費規程に準じる。

3. 補助条件

- (1) 個別同窓会は、有朋会認定の団体(※1)であること。
- (2) 参加者名簿の提出があること。(参加者に同意を得ておくこと。)
- (3) 参加後、個別同窓会の参加報告をすること。申請団体は規定の申請用紙に必要事項を記入の上、有朋会事務局あてに提出する。
- (4) 支援回数は、1 会計年度内で 1 回とする。

4. 申請方法

申請者は、所定のフォーマットに記入の上、事前に有朋会事務局に申請すること。

※必要書類

- (1) 個別同窓会開催申請書兼報告書(様式 3)
- (2) 個別同窓会参加旅費補助申請書(様式 4)

5. 精算方法

申請者は、個別同窓会参加後、速やかに必要書類を有朋会事務局に提出すること。

- (1) 旅費精算書(様式 5)
- (2) 個別同窓会参加者名簿(様式 2)

※1 個別同窓会援助制度において、認定されている団体

・2015 年 2 月 28 日 2. を改訂

以上